

第一種フロン類充塡回収業者登録通知書

令和3年10月5日

住

所

東京都墨田区押上一丁目1番2号

氏名又は名称

パナソニック産機システムズ株式会社

代表取締役 稲継 哲章

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第30条第2項の規定により、第一種フロン類充塡回収業者として登録の更新を行ったことを通知する。

長野県知事

阿部 守

登 録 番 号 2010598

登 録 年 月 日 3

令和3年10月17日

有効期間満了年月日

令和8年10月16日

事業所名称及び所在地

以下の通り

(総事業所数 2事業所)

事	事業所名称パナソニック産機システムズ株式会社中部支店							
事業所所在地 愛知県名古屋市中区丸の内一丁目17番19号								
回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類								
	回収する第一種特定製品の種類	回収するフロン類の種類						
		CFC	HCFC	HFC				
	(1) エアコンディショナー ((3) に該当するものを除く。)	0	0	0				
	(2) 冷蔵機器・冷凍機器 ((3) に該当するものを除く。)	0	0					
	(3) フロン類の充塡量が50kg以上の第一種特定製品	0	\circ					
充	充塡の対象とする第一種特定製品の種類及び充塡しようとするフロン類の種類							
	充塡する第一種特定製品の種類	充塡するフロン類の種類						
		CFC	HCFC	HFC				
	(1) エアコンディショナー	0	0	Ó				
	(2) 冷蔵機器・冷凍機器	Ö	Ô					

_	The American Action Control of the C						
事	業所名称パナソニック産機システムズ株式会社空	调事業本部営	業統括部フ	ァシリティ			
尹	業所名称 ソリューション部FAS関越1課						
	事業所所在地群馬県邑楽郡大泉町坂田一丁目1番1号 1260棟東館(テクノゲート)5階						
回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類							
	回収する第一種特定製品の種類	回収するフロン類の種類					
	四収する第一性付足殺叩り性類	CFC	HCFC	HFC			
	(1) エアコンディショナー ((3) に該当するものを除く。)	0	0	0			
	(2) 冷蔵機器・冷凍機器 ((3) に該当するものを除く。)	0	0	0			
	(3) フロン類の充塡量が50kg以上の第一種特定製品						
充	充塡の対象とする第一種特定製品の種類及び充塡しようとするフロン類の種類						
	充塡する第一種特定製品の種類	充塡するフロン類の種類					
		CFC	HCFC	HFC			
	(1) エアコンディショナー	0	0	O			
	(2) 冷蔵機器・冷凍機器	0	0	O			